

## 飯豊町職員の懲戒処分の公表基準

### 1. 公表の目的

職員に対する懲戒処分の状況を町民に公表することにより、職員の人事管理の透明性を図り、町政に対する信頼を確保するとともに、職員の服務規律及び公務員倫理の保持の徹底と同種事案の再発防止を図ることを目的とする。

### 2. 公表の対象とする処分

地方公務員法の規定による懲戒処分（戒告、減給、停職又は免職）及び刑事事件に関し起訴された場合の休職処分とする。なお、懲戒処分事案に関連して行なわれる管理監督者に対する懲戒処分以外の措置（訓告、嚴重注意等）も公表する。

### 3. 公表の内容

公表の内容は、個人が識別されない内容のものとするを基本とし、処分日、処分内容、被処分者情報（所属部局、役職、年代、性別）、処分理由（事案概要）とする。なお、社会的関心の大きな事案で、関係機関から先に被処分職員の氏名等が公表されている場合は、氏名等を公表する場合がある。

### 4. 公表の例外

被害者が事件の公表を望まない場合、又は、公表により被害者が特定され被害者の人権に配慮すべき必要がある場合には、一部又は全部を公表しないことができる。

### 5. 公表の時期及び方法

懲戒処分を行なった後、速やかに町のホームページに掲載する。

### 6. 施行時期

この基準は、平成19年3月20日から施行する。